

令和4年1月25日

保護者の皆様へ

愛知県立瀬戸工科高等学校長

小川 義雄

「愛知県まん延防止等重点措置」に伴う時差登校・分散登校  
に関する本校の対応について

この度、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされることに伴い、知事からメッセージが発出されました。

このことを受けた県教育委員会から、公共交通機関を利用する生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう時差登校や、学校の実情に応じて分散登校を検討するように支持がありました。そのため、本校では下記のとおり対応をいたします。ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 近隣の学校の下校時間、一般社会人の帰宅時間と時差を設けるため、45分授業を実施し、生徒の下校時間を30分早くする。  
ただし、第3学年の学年末考査時(2/3(木)~2/8(火))は午前中を50分授業(休み時間は10分)として、午後は45分授業とする。
- 部活動は、活動時間を午後5時までとして、完全下校を午後5時30分とする。また、活動時は顧問の先生が立ち会うこととする。
- 期間は1/26(水)~「愛知県まん延防止等重点措置」が解除されるまでとする。